

定 款

2022年6月29日改定

株式会社紀陽銀行

株式会社 紀陽銀行定款

2022年6月29日改定

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当銀行は、株式会社紀陽銀行と称する。ただし欧文ではThe Kiyo Bank, Ltd.とする。

(目的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
- (2) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
- (4) 信託業務
- (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を和歌山市に置く。

(機関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、1 億 2,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当銀行の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当銀行の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(定時および臨時株主総会)

第 13 条 当銀行の定時株主総会は、毎年事業年度終了日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(招集地)

第 14 条 当銀行の株主総会は、本店所在地またはその隣接地で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の招集)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役頭取がこれを招集する。取締役頭取に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会の議長)

第 17 条 株主総会の議長は、取締役頭取がこれに当たる。取締役頭取に事故があるときは、取締役副頭取がこれに代わり、取締役副頭取が選任されていないとき、または事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 18 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の要件)

第 19 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を当銀行に差出さなければならない。
- 3 代理権の授与は、各株主総会ごとに行わなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 2 1 条 当銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。

- 2 当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第 2 2 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 2 3 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬)

第 2 4 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役および役付取締役)

第 2 5 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役頭取1名、その他役付取締役を若干名選定することができる。
- 3 取締役会長は、取締役会の議長となる。
- 4 取締役頭取は、取締役会の決議に従い業務を統轄執行する。
- 5 取締役会長が選定されていないとき、または事故があるときは、取締役頭取がこれに代わり、取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がその職務を代行する。

（取締役会）

第26条 取締役会は取締役全員をもって組織し、業務の執行を決定する。

（取締役会の招集）

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より7日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第28条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

- 2 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第29条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任限定）

第31条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 3 2 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 3 3 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より 7 日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 3 4 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 3 5 条 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(期末配当)

第 3 6 条 当銀行は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、当該配当に係る金銭を「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当)

第 3 7 条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、当該配当に係る金銭を「中間配当金」という。）を行うことができる。

(除斥期間)

第 3 8 条 期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払いの義務を免れる。

附 則

（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第1条 第207期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。